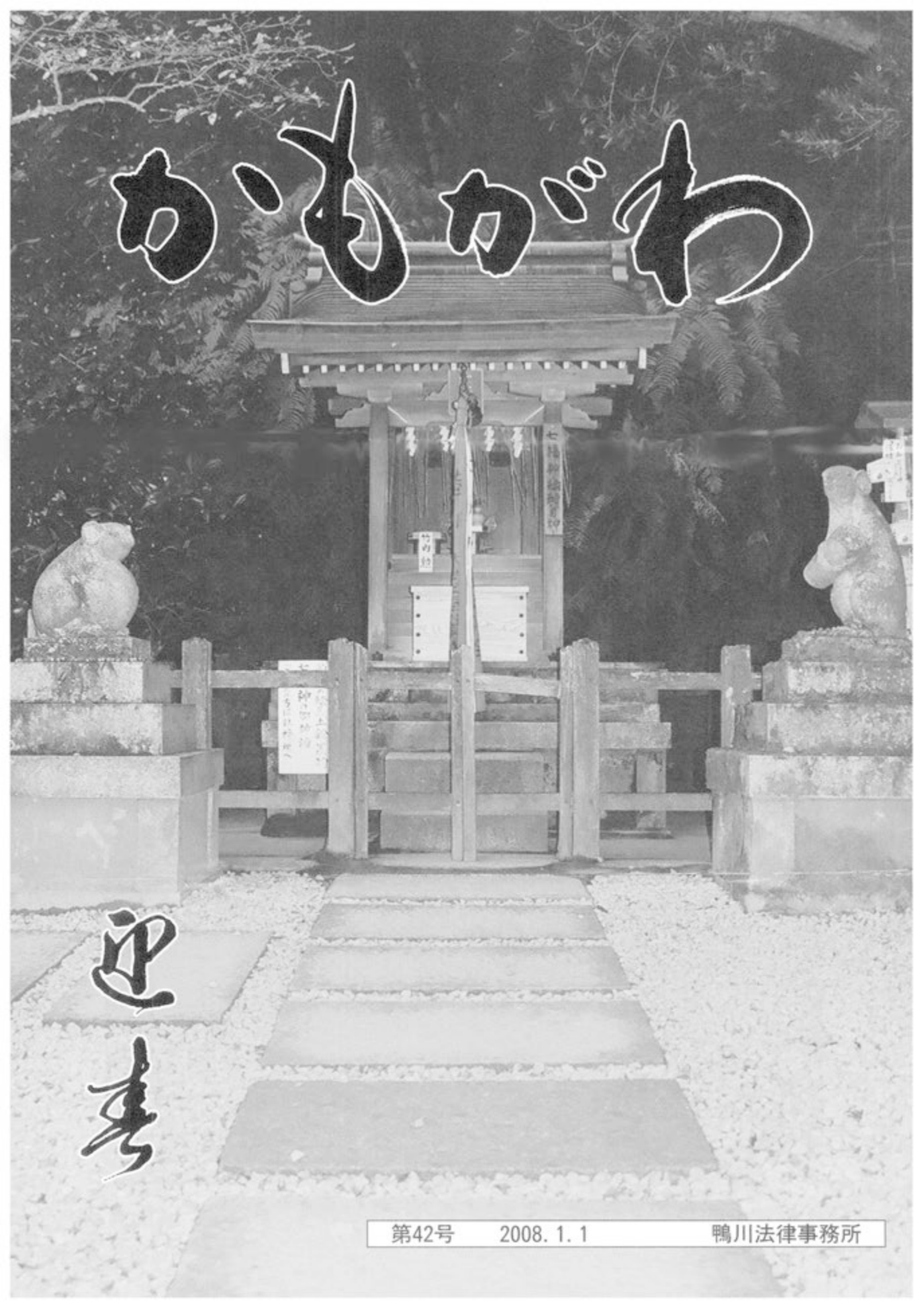
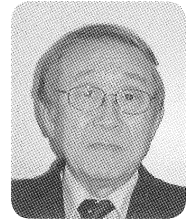


かもがわ



迎春



江戸時代の民事訴訟

坂元 和 夫

一 田辺藩で起きた

跡式出入

丹後田辺藩の布敷村の道友は、意に添わないことがあって実子の定治を別家させ、親類の者を通して大俣村の定右衛門を婿養子に迎え、隠居して家屋敷や田畑を同人に譲り渡し家を相続させました。その二年後に

道友が死亡したのを機に、定治が定右衛門の家に入り込み自分が相続すると言いだし、親類の者も定治の後押しをして定治を本家にし定右衛門を別家にする決めてしまいました。承服できない定右衛門は、文政十一年（一八二八年）十二月十三日奉行所に訴えを起しました。事件名は「跡式

出入」とされています。訴えに先立ち、布敷村の大庄屋が内済（和解）をさせようと努力しましたが効を奏さなかった経緯があります。この時代には内済が奨励され、訴訟前の内済の勸試が庄屋など村役人の義務とされていました。

江戸時代の民事訴訟は、「公事」とか「出入」と言われ、「吟味筋」すなわち刑事訴訟と区別されていました。訴は、論所（境界訴訟）、仲間事（仲間内の紛議）、公事（一般民事事件）、家督・跡式・養子縁組などの身分に関するものに分類されています。因みに、公事は、もともと、禁裏（朝廷）や武家の殿中で行われ

る儀式や政務を指しましたが、平安末期頃から訴訟を指す用例がみられるようになり、鎌倉期以後の武家法のもとでこれが民事訴訟の公式呼称として定着しました。語源的には、口事（クジ）という争論を指す言葉が紛れて公事になったとされますが、武士の台頭とともに、領民の争論を裁決することが領主の重要な治世方針となったことがその背景にあるようです。

奉行所は、定右衛門から提出された訴状について「目安糺」という訴状審査を行った後、担当奉行と相奉行が訴状の裏に定治と布敷村の庄屋年寄五人組を名宛人とする「裏書」をしました。その内容は、この訴状について「返答書」を提出すること、来る十二月二十七日に奉行所へ出頭することというものでした。奉行所の「公事方」（民事係）は、提訴の翌日の十四日に定右衛門と「差添」（付添人）

の庄屋及び公事宿の亭主を呼び出し、裏書をした訴状を下げ渡しました。定右衛門はこれを受け取って定治に送達しました。職権送達ではなく本人送達主義です。定治とともに名宛人になっている庄屋年寄五人組などの村役人は、定治の受領に立会い奉行所宛てに請書を差し出しました。因みに、公事宿の亭主は、仕事柄訴訟手続に詳しく、宿泊する当事者のために書類を作成したり助言をしたりしていました。

十二月二十七日双方が奉行所に出頭し、定治は返答書を提出しました。その中で、定治は、自分は父親の生前に家督相続しているとか自分の承諾なく別家にしたのは毫微放心の父親にたぶらかされた親類の者三名がしたことで父親の死後その者達は自分に謝罪したとか八月に定右衛門に別家としての石高三石五斗を分けることとし定右衛門も承諾

した等と主張しています。

翌文政十二年一月二十日に「対決」（公事合）すなわち口頭弁論が開かれました。双方が訴状、返答書を読み上げ、公事方の役人が質問をしています。定治へは、道友が生前に定治へ相続させると言ったという証拠があるかと尋ねましたが、定治は証拠を出すことが出来ませんでした。定右衛門にも同様の質問がなされましたが、同人は道友自筆の「家名家督家財一式相譲る」旨が記載され親類の加判のある譲状があると答えこれを提出したので、担当役人が読み上げ写しをとって原本を定右衛門へ戻しました。

ここで、わが国の昔の裁判で事実認定がどのように行われたかを見ることが出来ます。上代においては盟神探湯（くがたち）といって、当事者に沸騰した湯を入れた釜底の泥土を取らせてその手が爛れるかどうか

で主張の正否を判断しました。律令時代になると、このような神判は廃れ、当事者ないし被告人主張の正否を五聴すなわち辞聴（発言）、色聴（顔色）、氣聴（氣息）、耳聴（氣配）、目聴（眸）によって判定することが定められ、証人の証言と証拠物が重視されるようになりました。鎌倉時代には、証文・証人・起請文という三種の証拠方法があり、証文があればそれで判断し、証文のないときは証人を調べ、証人もいないときに起請文が採用されました。証文についてはその真偽が問題となりますが、同一筆者の作成した他の文書との比較すなわち類書類判によって判断されます。証人については証人能力が重視され、口頭証言と書面証言がありました。書面証言にはそれが真実である旨の起請文を必要としました。鎌倉時代の起請文は参籠起請で、当事者にその主張を起

請文に書かせ神殿に一定期間参籠させ、参籠中に法定の失（鼻血が出るなど）があるとその主張が偽であるとされました。室町時代になると参籠起請は行われず、これに代わって湯起請が行われました。これは、上代の盟神探湯の復活で、沸騰した湯を入れた釜の中の石を取らせ火傷の有無で主張の真偽についての神の証言を得ようとするものです。もし、双方ともに火傷した場合は双方ともに虚偽の主張をしたものとして訴訟物件は没収され、双方ともに火傷をしなければ双方の主張が正しいので訴訟物件は折半されました。湯起請は非合理的な証拠方法ですが、偽の主張をした当事者は召喚に応じず逃亡したりして敗訴し、結果的には妥当な結論をもたらしたのではないかと言われています。江戸時代になると、湯起請のような神判は行われなくなり、その代わり奉行

による自由裁量の幅が大きくなりました（因みに、江戸時代の話ですが、私の住む大原野地区の旧上里村と旧柳川村の間で長年に亘って境界争いがあり、双方にそれぞれ言い分があって一歩も引かないため、ある年に双方の村から屈強の若者が代表選手として出て、真っ赤に焼いた鉄棒を同時に握り先に離れた方を負けとする方法によって境界問題の決着を付けたことが古老によって伝えられていますので、民間では、まだまだ神判に類する紛争解決方法が行われていたことが分かります）。

定右衛門の訴えた訴訟は、道友が書いた讓状が決定的な証拠とされ、定治の言い分は取り上げられず、即日（二月二十日）定右衛門の訴えを認容する裁許の申渡が奉行によってなされました。定治はこれに服従して、同年二月八日に別家へ引き移って一切が相済んだ旨村役人から奉行所へ届け出がなされています。

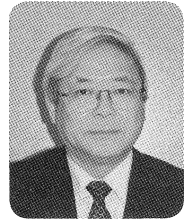
二 原資料と参考文献

本稿で紹介した跡式出入は、綾部市立図書館に保管されている田辺藩（領主は現舞鶴市に居城を構えた譜代大名牧野家）の郡奉行所が作成した裁判日誌によるものです。江戸時代の裁判資料としては、江戸幕府の奉行所ないし評定所の手続を記録したものはある程度残っているようですが、それでもその素材は訴訟当事者の日記でした。この田辺藩の裁判日誌は、各藩の奉行所における裁判記録で、かつ、奉行所側が作成した一件記録という意味で資料的に大変貴重なものだそうです。

本稿は、井ヶ田良治同志社大学名誉教授の「近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成」に拠っています。その外、井ヶ田先生からお借りした小■川欽吾著「近世民事訴訟法の研究」、石井良助著「近世民事訴訟法史」を参考にしました。

以上





スウェーデン訪問記

尾 藤 廣 喜

スウェーデン調査の目的

二〇〇七年一月一九日から二五日にかけて、日本弁護士連合会「生活保護問題緊急対策委員会」の調査団の一員として、スウェーデンを訪問しました。調査の目的は、社会保障の先進国と言われるスウェーデン、そして、就労への支援を「公的扶助」の重要な柱として位置づけているドイツの「生活保護制度」の現実をこの目で見てみようというところにありました。

このうち、私は、スウェーデン調査班に入って調査することになりました。

なお、今回の調査には、社会福祉士である私の妻も、スウェーデンの福祉の



ホテルから見たコンサートハウス

現場を学びたいと、初めて海外調査に同行しました。

学校庁にて

余儀ない用事のため、他のメンバーより一日遅れの一月一九日に関西空港を出発し、フランクフルト経由でストックホルムに着いた時は、すでに夜。ホテル

は、中央駅に近く、ノーベル賞の授与式が行われるコンサートハウスの目の前にあり、交通は至便でした。

翌二〇日は、学校庁(日本の文部科学省にあたる)の調査から始まりました。

中央駅から地下鉄で一〇分くらいの住宅街の中に学校庁があり、そこで、スウェーデンの教育制度についての説明を受けました。

その特徴は、「無償であること」。義務教育はもちろん、就学前教育についても無償とされ、大学など高等教育も費用負担が少なく、全ての子どもが、社会的・経済的な事情にかかわらず、平等に教育にアクセスできるように国、自治体の責任で制度化されています。また、内申書による入学制度のため、日本のような受験競争は全くなく、一人一人の「個性」にあった進路選択が可能であるとのことでした。

そして、誰もがいつでも

やり直せるという考え方で、大学等に進学する時期の選択も自由であるとのこと。余りの自由さに、「これで本当に学力がつくんだろうか」と心配にすらなりました。

それでも、スウェーデンの子どもたちの学力は、世界で、一、二位を争っているというのですから驚きです。

結局は、やりたいことをやるために、自分の能力を高めるために学校に行くという目的意識の高さと自主性が、教育には最も大切なのだと改めて知らされました。

午後は、旧市街(ガムラ・



スタッDMINISSIONにて(中央は訓練教授)

スタン)を散策し、夜は、近くのホームレス支援の民間団体である「スタッDMINISSION」を訪問しました。

その規模の大きさ(正規職員二五〇人、パート職員三〇〇人、ボランティア三〇〇人)と予算の多さ(年間予算一億四〇〇〇万クロネー約二三億八〇〇〇万円)にただただ驚嘆。

公的支援が十分なうえに、民間団体が多様な「ニーズ」あわせた弾力的なホームレス支援をしているのですから、誠にうらやましい限りでした。

エステルズンド市では

二一日は、スウェーデンの中部にある小都市、エステルズンドに飛行機で移動しました。エステルズンド市の人口は、わずか六万人にしかすぎませんが、市の中心部に湖があり、夏は、キャンプ、冬はスキーなど自然ととけ込んだ生活ができるゆったりとした町でし

た。冬には、バイアスロンの国際大会の会場にもなっているそうです。

飛行機の遅れのため午後二時に市役所に入った私たちは、社会福祉課の若年担当者や、市議会の社会委員会の委員から、エステルスンド市の福祉施策の紹介を受けた後、翌二日は、社会サービス局の成人担当部長 Kajsa Sundel さんをはじめとするスタッフから、社会サービス法による生計援助(日本における生活保護のこと)の説明を受けました。

生計援助の申請については、市民が電話などで手続きを問い合わせると、直ちに担当者が自宅に援助申請書を郵送してくれます。また、その後私たちが案内を受けた申請窓口には、子ども連れの申請者のために、「おもちゃ」が置かれており、コーヒーマシンが自由に飲めるようにしてあるなど、申請者が「リラックス」できるようにさまざまな配慮が

なされていました。

二三日には、生計援助にあたって、リハビリ(就労などについての支援)が必要とされる部門の見学がありました。オフィスは、一階が喫茶店になっており、ここは、対象者が現実的に喫茶サービスをしながらか、就労訓練を受ける場所になっていました。

スウェーデンでは、賃金水準が高く、雇用状況も良好で、年金が充実していることなどから、短期的な生計援助を受けている人が多いそうで、長期的に生計援助を受ける人は、病気やアル



「おもちゃ」が置かれ明るい窓口

助を受ける人は、病気やアルコール依存、薬物中毒などで働けない人、あるいは難民として移住してきた人など、「貧困」に至るについて特別な困難を抱えている人だそうです。そして、このような人について、エステルスンド市は、「結果教育法」という支援方法を独自に採用しています。

それは、人間の誰にも可能性があり、それを自己選択していくものであること、また、個人は、周りとの交流と対話によって理解され、扱われることによって正しい方向が選べるのだという「信頼と尊敬」に基礎を置く「支援プログラム」でした。

私たちは、その現場である一階の喫茶店で、エビのサンドイッチをご馳走になりましたが、大変おいしく、また、市価よりも安く、多くの市民が気楽にこの市営の喫茶店を昼食等に利用しているようでした。

このように、スウェーデ

ンでは、生計援助を受けながら、ステップ・バイ・ステップで就労に必要な力を徐々に獲得していくことがシステム化されており、市の職員が、これを辛抱強く援助していました。

日本への帰途で考えたこと
二三日方には、再びストックホルムに戻り、翌二日には、帰国の途に着きました。

スウェーデンでは、早期の段階で生活上の困難に対応することが、結果的に生計支援の財政負担を軽くするものだという考え方が徹底していました。これは、

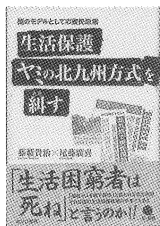
先頃の選挙で、社民政権が穏健党を中心とする保守連立政権になっても変わらないとのことでした。

そして、女性の就労率が八〇%という状態が示すように、福祉を担当する現場の職員のほとんどが女性であり、皆さん明るく、生き生きと誇りを持って仕事をしている点が印象的でした。

あるべき社会として、人間に対する「信頼と尊敬」に基礎を置くべきか。競争と格差を是認して、強者が勝者となる社会をめざすのか。私たちの選択が迫られています。

このたび、反・貧困をテーマとした「国のモデルとしての棄民政策 生活保護『ヤミの北九州方式』を糾す」^{ただ}を出版しました。書店にないときは当事務所までお申し出下さい。

藤敷貴治・尾藤廣喜共著
あけび書房
〇七年十二月一日発行
定価一六八〇円





「頑張れ、ひよろり君」
夫婦関係調整調停
事件顛末記

山崎 浩一

離婚事件の依頼

「家事調停を申し立てるのがいいんじゃないかなあ」

ひよろり弁護士は、暗い顔の西島から経過を聞いた後でこう答えた。ひよろり弁護士と西島は高校時代に同級生だったが、ここ一〇年近くは会うこともなかった。その西島が離婚のことで相談があると突然に連絡してきたのだった。

結婚してほぼ三年になる妻とささいなことで口喧嘩し、お互いが意地を張って口をきかなくなってきた。ひよろり屋根の下にいながら今では、食事も別、寝るのも別、完全な家庭内別居の状態にある。たまに顔を合わせて

ないで頂戴って、逆に居直ったんだよ」

「それから、ずっと口もきかないのかい」

「そうなんだ」

「君から謝って仲直りしようとはしなかったの」

「そう思ったこともあったんだけど、鬼みみたいな形相で睨みつけるあいつの顔を見ると、謝ろうという気持ちになくなってしまったんだ」

「うん。………だけど、お子さんがいるんだろ」

「一歳ちょっとのね」

「お子さんのためにも離婚しないで、やりなおしたら」

「僕も子供のことを考えるとそうも思うんだけど、とにかく妻が意固地なんだ」

西島が帰った後、ひよろり君は嘆息をもらした。

「子供の喧嘩みたいなことで離婚を決めるほど、夫婦の絆というのは脆いものなのかあ」

妻がこれほど厳しい態度をとるには何か理由があるはずだが、と不審に思いな

がらも、小さな子供のためにも何とか離婚しないで済む方法はないものかと思案しつづけるひよろり君だった。

家庭裁判所の調停期日

夫婦関係調整の調停の第一回目の期日が家庭裁判所で開かれた。

ひよろり君は、妻の本音が知りたいし、信頼関係を回復したいと思ったので、調停委員に妻も同席した形で調停を進めてほしいと求めた。しかし、「今のところは同席調停にはしません」とあっさり拒否された。

やむなくこちらの言い分を調停委員に説明して、部屋を出て待合室で待機した。今ごろは、妻が調停委員に自分の言い分を話しているはずだった。

四〇分も待たされた後、交替で入室した。調停委員は、妻の離婚の意思が固いこと、妻は夫が妻のことを馬鹿にしていると感じているという。しかし、それで

は妻が夫のどこに不満を持っているのか、全くわからなかった。

そこで、ひよろり君はもう一度同席の上で妻から直接不満の原因を聞きたいと調停委員に求めた。調停委員は困った顔をしたが「それではもう少し話しを聞いてみます」といつて交代させられた。また三〇分ほど待たされて、再度入室すると、調停委員は「あくまでも奥さんの言い分ですが」と断って「奥さんは夫は家事の大変さを全く理解していないといっています。そして俺はお前を養っていると言われたことが我慢できないともいっていました。また、夫は家ではだらだらしているが、そういうところも嫌だと言っておられましたよ」と言った。

思い切った提案

それを聞いてしばらく思案していたひよろり君は、思い切った提案をした。「そ

調停委員は、驚いた顔を
して「奥さんがどういま
すかねえ。それに、それで
紛争が解決するとも思えま
せんが……」と消極的だっ
た。しかし、妻の返事は、
「やってみる」ということ
だった。

そこで、ひょろり君の知り合いのビデオ会社に依頼して、妻の家事と育児の様子、夫の会社での様子を撮影することにした。

さて、それから一か月後、第二回目の調停期日となった。このときは、調停室に、調停委員、妻、夫、そしてひより君が同席した。はじめて見る妻は、面長で美人であったが、端正すぎる顔立ちが聡明さとともに性格のきつさを印象づけていた。

いよいよビデオ上映が始

まった。妻の朝食の支度、子供の世話、洗濯、掃除、来客との応対、買い物、その間も始終、子供がまとわりついてくる。短時間に編集されている。

るせいか、目の回る忙しさである。夫は食い入るように無言で見ている。彼は何を思っているだろう。今度は夫の仕事である。外回り中にコンビニでおにぎりを買い、帰社後はレポート作成、上司との打ち合わせ、お得意さんとのやりとり、こちらも目まぐるしい。何かミスをしたのか電話口に向かって頭を下げる夫の姿が画面に浮かび上がる。モニタが発する七色の光が妻の顔に反映している。しかし、妻も無表情である。

一時間のビデオ鑑賞が終わった。調停室の照明が点くと気恥ずかしい重苦しい霧■気が漂った。ひよおり君は、何も言わなかった。しばらくすると

「妻がこんなに忙しいとは」

思わなかった……」夫が小さな声でぽつりと漏らした。

「そうよ。わかった」妻が
さつい目をして夫をにらむ。

「それなのに、あなたは俺が生活費を稼いでいるんだから、お前は家事を一〇〇パー

セントやって当然だ、それなのぐうたらしているばかりで、何もしていないといっただじゃない」と追い打ちをかける。夫は苦痛の表情を俯している。そう必死でいうと妻は「ごめんなさい。私もあなたが仕事で大変なのに家でだらだらされるのが嫌で、きついこと言ってしまっ……」と言った。その目にはみるみる涙があふれ出てきた。

「本当はもっと早く仲直りしたかったの。でも喧嘩した後、あなたの脱ぎ捨てた服のポケットからデパートで貴金属を買った領収書が出てきびっくりしたの。もしかしたらどこかの女の人にあげるために内緒で買ったんじゃないかって。だって、最近、あ

なたがすぐく私に冷たい態度をするから、余所に好きな人ができたのじゃないかという気がしたの」涙ながらにとぎれとぎれにこういう妻の声を聞いている夫は真剣なまなざしを妻に注いでいる。

「貴金屬の領収書って、これかい」そういつて夫はくしゃくしゃになった領収書を広げた。そこにはネックレス代九万八九〇〇円と書かれていた。領く妻に夫は「これは、結婚三周年だから、君にプレゼントしようと思って買っていたんだ。驚かせたくて内緒にしていたんだ。外に女性なんていないよ。ほら、これだよ」夫はそういつてビロードの箱を開くと銀色に輝く

ネックレスが現れた。それを見た妻の端正な顔がく

しゃくしゃになった。

「どうですか。お二人とも
 こゝらで仲直りをされては」
 調停委員が声をかける。「ナ
 イスタイミング」ひよろり君
 は内心で手を打った。

「あ、それからビデオには続きがあるんです」

そういつてひより君がビデオを再生すると、三年前の二人の結婚式の撮影ビデオだった。夫と妻は声を上げた。二人ともひより君の顔を見た。照れるひより君に夫が「そうか。先生が僕に結婚式のビデオがないかというので、てっきり妻の顔を知るためかと思ったけど……」

この後、二人がどうなったかなんて、野暮なことはこれ以上書く必要ありませんよね。

「頑張れ!、ひよろり君」
を出版しました。書店にな
いときは鴨川法律事務所ま
でお申し出下さい。

現代人文社 定価一八九〇円

山崎浩一著





裁判における 行政の無駄

鋤田 則仁

行政改革、行政のスリム化・効率化といったことが問題にされながら、改革は一向に進まないようです。裁判の世界というのは、外圧が余り加わりませんし、公開裁判といっても、裁判の過程は、国民から見にくいところにありますので、その傾向が一層顕著であるように思います。

典型的な例として、国が被告となる国家賠償請求訴訟を見てみましょう。

国も、訴訟代理人を選任できるわけですが、弁護士が選ばれるケースはごく少なく、国の代表者となる法務大臣は、ほとんどのケ

和を図るとともに、法律による行政の原理を行政の内部において確保し実現することに寄与させるためと説明されています。

スで、法務省・法務局の職員とその訴訟の実質的な当事者である省庁の職員（たとえば、薬害訴訟であれば、厚生労働省の職員ということになります。）を併せて選んできます。これは、指定代理人制度と呼ばれるもので、原則として、弁護士以外の者を代理人に選任することができないという現行制度の例外ということになっており、「国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」に定められています。その存在理由は、国の利害に係るある訴訟を統一的一元的に行うことによって、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調

指定代理人制度の理念は

ともかく、現実には国民から見れば、おかしなところが多々あります。何も知らない原告本人が出廷してまず驚かれるのがその数の多さです。原告側が弁護士を組織している薬害訴訟のような大事件なら目立ちませんが、私が一人を出廷している原告一名の未支給年金の支払と慰謝料の支払を求めている事件で、検事以下一〇名近い指定代理人の大部分が毎日出廷する姿は正に壮観であり、国威発揚ということでしょうか。検事がついている事件では、他の指定代理人が発言することはありませんから、本来、検事が一人出てくればいいことですし、手伝いや本省への報告係がいるというの

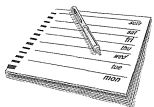
なら、せいぜいあと一、二名で足りるはずですが。こういう無用の人手が何人も出てくるということで、なかなか期日が入らず、裁判は、当然遅れます。また、国が準備書面一つ出すにも、決裁がかなり必要ということ、これにも時間がかかるわけです。そこには、コストの感覚は皆無です。税金の無駄遣いと考える人は、国側には誰もいないのでしょうか。

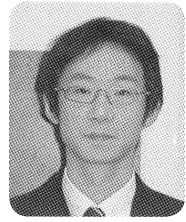
もう一つの問題は、ここに出てくる検事（訟務検事といえます。）は、ほとんどが裁判官出身であり、三、四年検事として勤務すると再び裁判官に戻り、かつ、裁判所の中でも、行政に明るいというところで、行政事件の専門部に配置されやすいということ、このような訟務検事を経験すること、裁判官としての視野が広がるというのが理由とされていますが、現実を見る

と、とてもそのようには思えません。

訴訟の対象となった処分などを行った官庁なり国としては、訴訟を起こされた以上、何が何でも勝たないといけないということになるのですが、訟務検事は、完全にこのような国の立場に組み込まれ、たっぷりいわば「お役所の論理」に洗脳されてしまうことになりがちではないでしょうか。裁判官の時のように職務の独立はありません。

これからは、法曹人口が大きく増えるわけですし、本人と代理人が一体化して視野狭窄に陥ることを防ぐためにも、国の代理人として弁護士を積極的に選任していくべきでしょう。





ドラッグ・コート制度の 日本への導入は可能か

徳田 敏

禁止薬物に関する刑罰思想は二種類あります。禁止薬物の使用という自傷行為を罰するもの、そして禁止薬物の譲渡、輸出入といった拡散の危険性（他害行為）を罰するものです。

私は、他害行為に対する厳罰は大いに結構と考えますが、止めたくても止められないという薬物依存症の問題からすれば、自傷行為に対する厳罰にはためらいがあります。表題のドラッグ・コートとは、この薬物依存症者の犯罪に対する特別の裁判手続のことです。

ドラッグ・コート

ドラッグ・コートはアメリカで行われている特別の裁判制度の総称で、禁止薬物を使用した者に対して、刑罰ではなく薬物

依存症の治療を受けさせるための手続です。

アメリカは一九八〇年代のレーガン政権下で薬物犯罪への厳罰化傾向を強めました。が、薬物犯罪の再犯率（刑務所に舞い戻ってくる人の割合）は一向に減少せず、かえって刑務所の過剰収容を引き起こしたことから、ドラッグ・コートという裁判制度がブッシュ（ババ）政権時代の一九八九年にフロリダ州で始まり、その後全米に広がりました。

ドラッグ・コートの大きな特徴は、ドラッグ・コートによる薬物依存症治療プログラム中の薬物再使用に対する寛容的態度、裁判官の継続的関与、そして再犯率の減少効果が挙げられます。

ドラッグ・コートでは、治療プログラムの途中で薬物を再使用しても、各種の制裁（他人のドラッグ・コートの終日法廷傍聴の義務づけ、反省文提出、解毒センターへの入所、裁判所内の留置場への短期間の拘禁など）を段階的に課されますが、薬物の再使用がプログラムの打ち切りや刑罰には直結しません。

このように日本と比較して軽すぎる対応は、薬物依存症は病氣であり刑罰を科しても根本的な解決にならないこと、病氣である以上再使用は普通に起きるものであること、むしろ再使用はどのような時、場所、状況（TPO）で再使用に至ったのかという危険なTPOを自覚させ、そのようなTPOを回避させる契機にすることができるといった薬物依存症と治療に対する社会的理解のもとに成立しています。

日本の現状と導入可能性

日本での禁止薬物使用に対する裁判はほぼ定型化しており、初犯なら執行猶予付き有

罪判決、二回目は実刑、三回目はもっと長い実刑、四回目はさらに長い実刑・・・といった具合で、裁判官の関与は刑事裁判中の一時的なものであり、被告人に対してはひたすら反省と再使用しないための自己努力が求められます。そこには、薬物依存症に対する治療という思想はありません。そして薬物使用で捕まった回数に比例して刑期をどんどん長くしていつているにもかかわらず、禁止薬物使用の再犯率の減少は見られず、約七〇％を維持し続けていますし、刑務所の過剰収容も問題となっています。

この再犯率が一向に減少しないことや刑務所の過剰収容問題を抱えている日本の現状は、アメリカがドラッグ・コートを導入した社会状況と共通してきていますし、厳罰では薬物依存症の問題が解決しないことは、アメリカの経験から判明しています。

ドラッグ・コート制度を日本の司法制度に組み込むこと自体は可能です。①検察官の起訴処分前の中間処分の一つとして組

み込む、②刑事裁判での保護観察付き執行猶予判決の一つとして組み込む、③刑務所収容後の仮釈放時の遵守事項として組み込むなどの方法があります。あとは現実的に導入できるかですが、私はやや悲観的です。まだ日本では、治療プログラム中の薬物再使用に対する寛容的態度に対するハードルが高いと感じるからです。禁止薬物に対する社会認識として、日常生活のすぐ隣りにある危険というアメリカと、危険だが日常生活とは遠いどこかの話という日本との違いがあります。この認識の違いが、治療プログラム中の再使用に対する寛容的態度をとれるかどうかの違いにつながってきます。この寛容的態度が、日本版ドラッグ・コートの中で制度的に伴ってなければ、治療効果が失われてしまいます。この寛容的態度を、モラル・ハザードを招くとみるか、治療のための必要不可欠なものとするか、社会意識の根本的变化に、制度の導入可能性と導入後の成功がかかっています。



言語の壁を越えて 外国人弁護士で感じたこと

富増 四季

はじめに

私が少しばかり英語が話せるということ、これまで何件か、英語を母語とする方の案件を担当したことがあります。なかでも、警察で身柄拘束をされている場合などは、被疑者は異国の薄暗い留置場で一人、極度の不安に晒されており、弁護士の果たす役割には大きなものがあります。

今回は、私が弁護士となったある外国人の案件について紹介します。

「お前は何者なんだ？」

この依頼者と初めて会ったのは警察の接見室でした。私は自己紹介の後、本国のご両親から依頼を受けて来ましたと説明しました。ところが、彼は私に「お前は一体何者なんだ？」と言い、斜めの視線でじろりとにらんできます。彼の権

利を守るためにも早期に弁護活動に着手する必要があるのに、どうしたら信頼してもらえるのだろうか……。若干の焦りで熱くなる私とは対照的に、彼の視線は、接見室の無機質な透明アクリル板を通してより冷たく、鋭く感じられました。

アクリル板越しのメール

そのとき、事務所を出る前に、この方のお父さんからのメールをプリントアウトして持参していたことを思い出しました。私は、なるべく穏やかな口調で、「じゃあ、これを読んでみてください」と言っただけを取り出し、本文が見やすいように、接見室のアクリル板にその紙をべたっとはりつけるようにしました。すると、彼は身を乗り出し、必死の形相でメール本文を読みはじめました。そ

して、次第に彼の目は涙で潤んでいきました。メールを二、三回読み返した後、彼はメールの宛名欄、私の名刺、私の顔を何度か見比べました。一秒か二秒の沈黙の後、この英語をしゃべる日本人弁護士が本当に自分の味方なんだと認識したのか、彼は、突如、泣き崩れました。捕まって以来、誰に対しても警戒を張り巡らせた緊張が一気に解けたかのようにでした。「あなたを疑ってすみませんでした。(警察官、検察官、裁判官など)いろんな人から話をされ、信用してもいいものか、何が何だかわからず、ただ、ただ、不安で」そう言って声を失った彼の姿は、外国で身柄拘束を受ける心理的負担の大きさを物語っていました。

略式起訴と帰国

この件の被疑事実は重大で公判請求は確実と思われました。しかし、彼の人生がかかっているのに、簡単にあきらめるわけにはいきません。私のつたない英語を総動員して、本国の両親、主治医、犯行前後に彼

と行動していた友人、大使館職員の方等と密に連絡をとりながら、担当検事の説得にあたりました。最初の面談では渋い顔をしていた検事も、最終的には、彼には刑罰ではなく治療が必要で、本国の両親や主治医のサポートのもと充実した医療を受けることが適切と考えてくれたようでした。被害者が寛大な方で重大な被害にもかかわらず有罪の意思を見せてくれたこともあり、検事は略式起訴を選択しました。そして、罰金を納めた彼はその場で釈放され、数日後、無事に本国に帰っていきました。釈放後、初めてアクリル板を通さずに関わった、彼との固い握手には感慨深いものがありました。

事件を終えて

被疑者弁護士は、勾留満期までのタイムリミットがあり、日本人の場合であつても時間との戦いです。この件では、通訳・翻訳を通すことなく事件処理にあたる点で、かなりの時間節約となりました。また、本人はもろろんのこと、両親に

語で意思疎通できたことで、無用な不安や誤解を回避できたのではないかと、と自負しています。

もちろん、被害者の方の寛大な対応こそが理想的な解決をもたらした主たる要因でした。それでも、少なくとも、当初は犯人は素行不良で粗暴な外国人と考えていた被害者に対し、本人や家族の心からの謝罪の意を伝えることで、言語や文化の違いに隔てられていた加害者と被害者の橋渡しができたという限度では、自分も貢献できたのかもしれない。英語のために非常に手間がかかった事件でしたが、自分の能力を生かす場が与えられ、小さいながらも貢献ができたということは、弁護士冥利につきます。

同時に、よりの確に制度や権利義務の法的説明ができるよう、さらなる法律英語の研鑽を積みたことの思いも強まりました。研鑽なんていっても楽しくないし続きません。まずは、おもしろそうな法廷映画を探しにビデオ屋さんに行こうかな、なんて考えている今日この頃です。

かもがわ講座

債権の電子化

先般「電子記録債権法」が成立しました。これは、金銭債権一般について、磁気ディスクなどを使用して電子債権記録機関（大臣の指定を受けた株式会社。他の事業との兼業は禁じられます。）が作成する記録原簿へ電子記録をすることにより、債権が発生し、譲渡や質入れなどもすべて電子記録をすることにより、効力が生じ、その権利内容は、記録原簿の記録内容によって定まることとし

たものです。電子記録債権についての保証も同様に電子記録により行われます。

この電子記録債権は、発生記録がなされることにより、もとの金銭債権とは別の債権として譲渡等の処分ができるようになります。記録原簿には、いつ、いくらの金額を支払うという約束が記載され、原因となった債権の種類（たとえば、売掛金債権）は記載されません。従って、基本的には、約束手形が電子化されたものと考えるとわかりやすく、現行の手形法と同じような善意取得、人的抗弁の切斷、支払免責といった規定が盛り込まれています。

このような制度が新設されたのは、従来の資金調達手段である手形や債権譲渡では、円滑に資金調達ができないということが大きな問題になって

きたからです。手形については、作成、交付、保管にそれなりのコストがかかる上、盗難や紛失といったリスクもあって、近年、その利用が激減していました。また、通常の債権譲渡については、真実債権が存在するかどうかを確認しなければならぬコストとリスクが軽視し難く、同一の債権が二重に譲渡されるリスクもあることから、資金調達手段としては、適切なものではありませんでした。

この制度は、二〇〇八年中に施行される予定です。証券、証書の電子化、ペーパーレス化は、着実に進んでいくようですね。

